

【民生費】補足資料

複数の障害児を養育する世帯に対する支援の在り方について

介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費および障害児入所給付費に係る所得区分および負担上限月額

利用者は、所得に応じて次の負担上限月額まで費用を負担します。利用したサービスにかかった費用の1割相当のほうが負担上限額よりも低い場合は、低いほうが負担額になります。

区分	世帯の収入状況			負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯			0円
低所得	区市町村民税非課税世帯			0円
一般1	障害者	負担上限月額	障害児	
	区市町村民税課税世帯（所得割16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます。	9,300円	区市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600円 入所施設利用の場合 9,300円
一般2	上記以外			37,200円

港区公式HP
「利用者負担のしくみ」より引用

<https://www.city.mina.to.tokyo.jp/kenko/fukushi/shogaisha/jiritsu/futan.html>